

子育て支援の拡充策

子育て総合案内

事業内容：家庭の置かれる環境に起因する多様な子育てニーズを把握し、適切な施設や子育て支援に関する事業等を家庭が円滑に利用できるよう、紹介や案内等を行う。

開始日：平成27年10月1日

対象者：主に就学前児童を持つ保護者

対応者：利用者支援専門員が対応

実施場所：子育て支援総合センター 4階

実施曜日及び時間：月曜～土曜 午前10時～午後4時

法的根拠：子ども・子育て支援法第59条第1号（利用者支援事業）

つどいの広場における一時預かりの拡充

★一時預かり要件を就労要件も可能にし、保育認定が受けられない月64時間未満の就労家庭や待機家庭への支援の一助として活用

★新規に一時預かりを実施する広場を支援

事業内容：就学前児童を一時的に保育する

開始日：平成27年10月1日

実施場所：ふくろう広場（西福井1-32-2）

保育定員：5人（就労の優先枠設定なし）

保育料：3歳未満児 1時間400円 3歳以上児 1時間200円

（参考）一時預かり実施ひろば：ちゃちゃはうす、るんびに広場、ぽっぽかすが、あいあい広場、こえん広場

多世代交流センターでの子育て支援

★南茨木多世代交流センター

事業内容：発達に課題のある児童に対し、個別療育を実施し、専門的な療育支援を行う。また、発達に課題のある児童とその保護者が気軽に集え、情報交換できる場を提供する。

開始日：平成27年11月1日

事業者：（社福）大阪府障害者事業団 児童発達支援事業所「風」

対象者：発達に課題のある児童とその保護者

利用料：個別療育のみ有料

★沢池多世代交流センター

事業内容：①就学前児童とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で互いに語り合い、情報交換できる場である地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）を実施する。

②0～3歳未満までの児童を保育する小規模保育事業を実施する。

子育て支援の拡充策

- 開始日：①平成27年11月1日
 ②平成28年4月1日
- 事業者：①及び②（社福）耀き福社会
- 対象者：①概ね0～3歳までの就学前児童とその保護者
 ②保育認定を受けた3歳未満の児童
- 利用料：②のみ有料

☆こどもフリールームの開設

事業内容：小学生が放課後や週末に自由に過ごせる場所を提供する。

場 所：西河原・葦原多世代交流センター

☆学習室の開設

事業内容：中高生を対象に自学自習の場を提供する。

場 所：福井・西河原・葦原・沢池多世代交流センター

子育て短期支援事業の拡充

★委託施設を増やし、かつ乳児院と委託契約することで0歳児も利用可能となるよう保護者の利便性を図った。

平成27年10月1日現在

	平成26年度	平成27年度
委託事業所	①慶徳会子供の家、②レバノンホーム、③救世軍希望館	①慶徳会子供の家、②レバノンホーム、③救世軍希望館、④健康の里、⑤水上隣保館乳児院、⑥遥学園、⑦大阪乳児院
対象年齢	1歳～18歳未満	0歳～18歳未満